

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画道路三・四・八号袋陣屋線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

春日部市粕壁三丁目、粕壁字八木崎、中央二丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

春日部市粕壁三丁目、粕壁字八木崎、中央一丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年十月二十三日から平成三十年十一月六日まで